

第10回和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成19年1月19日(金)午前10時から午後零時まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員)

浅井和子, 石橋徳子, 岡久幸治, 岡本 浩, 加藤敏員, 佐本桂子,
西中美裕, 畑 純一, 三吉 修, 成川洋司

(欠席者) 岡田隆弘, 寺下能明, 矢野裕一 (五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

油谷和夫, 森川守一, 打田 實

(庶務)

松阪 茂, 山崎智弘

第4 議事〔発言者/ : 委員長, : 1号委員(学識経験者), : 2号委員 (弁護士), : 3号委員(検察官), : 4号委員(裁判 官), : 事務担当者又は庶務〕

1 開会

2 フォーラム上映用ビデオの説明及びビデオ上映

成川委員から, 3月3日(土)に, 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛大ホールにおいて開催される「来て。見て。わかる。裁判員制度全国フォーラム2007 in 和歌山」で, 上映予定のビデオ3本「見てみよう。裁判員制度のあらまし」, 「聞いてみよう。裁判員に選ばれるまで」, 「どう変わる? 刑事裁判 - 裁判員制度の導入にあたって」の概要について説明があった後, 順にビデオ上映を行った。

3 意見交換（裁判員制度の広報について）

3本のビデオを御覧になった感想等を自由に発言していただきたい。

裁判員制度のイメージを把握するためには、上映する順序を変更し、一番最後に上映したビデオ「どう変わる？ 刑事裁判 - 裁判員制度の導入にあたって」を最初に、「見てみよう。裁判員制度のあらまし」を2番目に、「聞いてみよう。裁判員に選ばれるまで」を最後に上映した方が、よいのではないか。

一般の人にとって、ビデオの内容は難しいように思う。

3月3日のフォーラムは、新聞広告やインターネット等で、一般の人を対象に参加募集をする予定である。

一般の人がプロの裁判官と一緒に評議をするのはちゅうちょすると思われるので、裁判官が、自由な雰囲気を作り、裁判員に説明するようにしていただきたい。

裁判員制度は、裁判員に発言していただかないと進まない制度である。いろいろな観点から、裁判員と話をし、積極的に発言していただくと思っているし、そうなるように努力したい。

企業の従業員が裁判員として選任された場合などに参加しやすい環境整備の推進に向けた広報活動をお願いします。特に、従業員の少ない家内企業とか農家等については、どういう場合に出席でき、また辞退できるのか、選択肢を多くしてほしい。

裁判員候補者名簿に掲載されたことを通知するときに、全候補者に対し調査表を送付することが検討されており、その調査表に「農繁期は忙しく、いつからいつまでの期間は、裁判員として参加できない。」等と記載していただければビデオのように農業を営んでいる人についても、参加するための選択肢が広がるのではないかと思う。

ビデオでは、会社の従業員が、上司の理解があったことから、裁判員と

して参加できたという内容になっていたが、制度的に環境整備を図るよう
にしないと、環境が整っている会社の従業員だけが参加できるということ
になりかねない。

ビデオの中身については、何を言っているのか見る人によって意味の取
り方が違ってくることから、フォーラムでは、裁判員制度の意義を踏まえ、
説明の仕方を工夫する必要がある。

ビデオでは、評議で意見を変えることは、「乗り降り自由」と説明があ
った。裁判員になった場合、自分の意見を変え、他人の意見に同調するこ
とも柔軟性を持つという意味で重要であり、その点を広報活動を通じて強
調していただければと思う。

会社員が3日連続で裁判員として参加することは、大変な負担になると
思う。それよりも、1週間に1回ずつで3週間の方が参加しやすいのでは
ないか。

裁判員の選任に当たって、検察官及び弁護士は、それぞれ候補者のうち
4人まで、理由を示さずに不選任とすることができるという制度が盛り込
まれていることを説明する必要があるのではないか。

裁判所の広報活動として、市町村、商工会議所、各種団体の代表者等に
お会いし、勤労者が参加しやすい環境整備に向けた働きかけをさせていた
だっているところであり、さらに推し進めていきたいと考えている。

なお、説明させていただいた印象として、裁判員制度が始まるというこ
とについては理解していただいているが、環境整備の点を含め、同制度の
中身については、さらに理解していただくよう説明を続けていく必要があ
ると感じた。例えば、裁判員として参加する場合、休暇を取得できるのか
どうか、また、取得できる場合、給与はどうなるのかという問題のほか、
子供の手当の問題、つまり一時保育として預かってもらえるのかどうかと
いう問題や、さらに、裁判員として参加した場合、介護を必要とする者が

いる場合は介護してもらえるのかといった問題があるが、そこまで入っていくのが難しいという印象を受けた。

一時保育の問題などについては、実情を把握しないといけないと思う。各市町村が、裁判員制度のためということだけで施設を整備し、対応していくことは難しいと思う。

裁判員としての参加対象者数が圧倒的に多いのは、勤労者である。広報活動として、勤労者の人に参加意欲を持ってもらう必要があるが、この点について意見や感想を述べていただきたい。

勤労者が裁判員として参加できるよう就業規則を制度的に整備する必要があると思うが、裁判所が政策提言してバックアップしていくことはできないか。

勤労者が、裁判員制度についての理解を深めるために、講演会等を聞きに行こうと思っても、平日は参加できないのが実情である。平日の夕方以降や、土曜や日曜に広報活動を行うことを考えないといけないのではないか。

裁判員裁判が行われているドラマ等のビデオを勤労者に貸出しするとかして、視覚に訴える工夫を更に積極的に推し進めていくと広報効果が上がるのではないか。

現段階では、地域を核にして広報活動を展開しているところであるが、今後は、サラリーマン、OL、パート労働者層の方々に対しても、積極的に広報活動を展開する必要があると考えているが、その他、意見があれば述べていただきたい。

一般の人に法廷見学をしていただいた後、裁判員制度に関するビデオを見ていただくと、より裁判員制度に対する興味がわくのではないか。また、月の何日に、何名まで裁判所見学を行うというようなことを考え、県の広報誌に載せるなどという企画を立ててはどうか。裁判員制度広報としての

効果が上がるのではないか。

各裁判所によって、裁判員制度に関するホームページに個性があるが、1回掲載するとそのままの状態が多い。月に1回程度、「所長室だより」などという形で掲載すると、所長の間味が出て、一般の人から見ると、親しみやすくなると思う。

4 「「活発な裁判所委員会」調査のお礼とご報告」と題する書面について

岡久委員長から、2006年10月「地裁・家裁委員会に提言する市民の声（東京）」及び「司法改革大阪各界懇談会（大阪）」と称する団体から、地方裁判所委員会あてに、「「活発な裁判所委員会」調査のお礼とご報告」と題する書面が送付されており、全国の地裁委員会に照会したアンケートの結果集計表等が記載されている旨の報告があった。

5 次回の予定等

平成19年5月22日（火）午前10時に開催する。

協議テーマは、後日、決定することとする。

6 閉会（午後零時）